

燃ゆる感動かごしま国体奄美市売店設置要項

1 目的

この要項は、奄美市で開催される燃ゆる感動かごしま国体相撲競技会（以下「国体」という。）における、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、相撲競技会場とする。ただし、奄美市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張
- (2) 長机4台
- (3) 椅子4脚

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行なうものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者の条件

売店の出店者は(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のすべてに該当する者とする

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 一般社団法人あまみ大島観光物産連盟の会員である者

イ 競技団体の推薦がある者

ウ 第70回大会以降の国体に出店実績のある者

エ 国体関連グッズ、郷土物産品に係る関係団体等

オ 実行委員会の協賛団体

カ その他実行委員会が認めたもの

(2) 次の条件のすべてに該当する者

ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。

オ 出店申請書の提出日時時点で、奄美市の市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。また、従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

ク その他関係法令等に適合していること。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書(様式第1号)、売店出店概要書(様式第2号)、売店従事者及び搬入搬出車両予定表(様式第3号)、誓約書兼承諾書(様式第4号)及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

10 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づいて出店者の審査を行なうとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等(以下、これらを「バランス等」という。)を考慮

し、適当であると認めたものを出店者として選定する。ただし、会場毎の定数を超える申請があった場合には、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができる。

- (1) 一般社団法人あまみ大島観光物産連盟の会員である者
- (2) 実行委員会の協賛団体（出店する会場の売店設置期間に 5,000 円を乗じた額以上相当額の協賛品の提供団体に限る。）
- (3) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (4) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

これによりがたいときは、実行委員会はバランス等を考慮し、選定を行うものとし、バランス等により選定を行うことが困難なときは抽選により選定する。また、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

1 1 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 6 号）を交付する。

1 2 保健所への手続き

食品を販売する許可を受けた出店者は、関係法令の定めるところにより、名瀬保健所に必要な許可申請を行なうものとする。

1 3 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して、本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1 4 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売・廃棄等が衛生的に行なわれるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

1 5 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店設置会場の管理に要する経費の一部として、別表に定める額を出店料として負担する。
- (3) 前号の規定に関わらず、実行委員会が特に認めた場合は、出店料を免除することができる。
- (4) 前号の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出しなければならない。
- (5) 実行委員会は、前号の規定による売店出店料の免除申請を受けたときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは、売店出店料免除可否決定通知書(様式第8号)により当該申請をした者に通知するものとする。

- (6) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (7) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

1.6 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (7) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものはこれを除く。
- (8) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

1.7 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは、毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しない。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入搬出車両は1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入及び陳列、搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従業員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従業員の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他、施設管理者及び実行委員会、売店監督員の指示に従うこと。

1 8 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行なうものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 9 事故等発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したとき、売店責任者は、初期対応にあたるとともに実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

2 0 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

2 1 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

2 2 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2 3 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく出店に要した物品等を搬出し、出店ブースを原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 5 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に必要な事項は別に定める。

別表

出店者区分	規模	出店料
奄美市内に店舗を有して営業をしている者	1ブース	2,000円/日
上記以外の者	1ブース	5,000円/日